

熊本県監査委員公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成24年度、平成25年度及び平成27年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、次のとおり公表する。

平成28年12月28日

熊本県監査委員	豊	田	祐	一
同	竹	中		潮
同	溝	口	幸	治
同	坂	田	孝	志

平成25年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
1	72	くまもとブランド推進課	(熊本県伝統工芸館及び(財)熊本県伝統工芸館)	物品の管理について	指摘	<p>[①及び③について]</p> <p>平成19年度包括外部監査の指摘を受け、措置内容を公表しているが、県の備品管理簿のシステム移行や伝統工芸館の耐震改修工事による休館などにより、預り品を含めた物品の管理は一部に改善が見られるものの、適正な管理がなされているとは考えがたい現状である。</p> <p>平成25年9月にヒヤリングを実施した際に、物品の管理状況の改善が進んでいなかったことから、現在、指定管理者である(一財)熊本県伝統工芸館で台帳と現物の確認作業を実施している最中である。</p> <p>今後、県所有備品、預り品さらには試作品等工芸品とは別扱いするものを明確に区分整理した上で、それぞれの台帳を整備し、物品管理が必要となる県有備品、預り品については備品シールを貼り、定期的な棚卸を実施し、適正な物品管理を行っていくことが必要である。</p>	<p>[①及び③について]</p> <p>全ての工芸品についての整理を平成27年度に終了した。県備品、預り品、財団所有品等に区分し、管理簿及び一覧表形式の台帳を整備し、各工芸品には備品シール及び管理シールを貼付した。</p>
2	72	くまもとブランド推進課	(熊本県伝統工芸館及び(財)熊本県伝統工芸館)	物品の管理について	指摘	<p>[②について]</p> <p>備品のロケーション図が作成されているが、備品管理簿等にはロケーションの情報はなく、備品と保管場所の紐付きが取れない状況になっている。今後台帳に保管場所の情報を追加する必要がある。</p> <p>また、現在作成されているロケーション図では、ブロックや棚段の表記もなく備品の保管場所を詳細に示しているとは言えない。今後はできる限りロケーションを詳細に区分し、よりきめ細やかな管理をすることが望まれる。</p>	<p>[②について]</p> <p>ロケーション図の整理を平成27年度に終了した。台帳に保管場所を示す欄を設け、各備品の保管場所が台帳で確認できるようにした。</p>
3	72	くまもとブランド推進課	(熊本県伝統工芸館及び(財)熊本県伝統工芸館)	物品の管理について	指摘	<p>[④について]</p> <p>指摘した場所ごとの循環棚卸は実施されておらず、また、年に一度実施している重要備品の棚卸に関しても実施した記録、結果報告等は作成保管されていないため、実施したかどうかの確認ができない状況である。備品類の場所別循環棚卸の年間スケジュールを作成し、棚卸を実施するとともに、備品の実在性の確認及び備品管理簿の記載内容の検証等実施した棚卸の結果を取りまとめ報告書として作成保管することが不可欠である。</p>	<p>[④について]</p> <p>棚卸の年間スケジュールを作成した。平成28年度より、重要備品については毎年、それ以外については保管場所ごとに、少なくとも5年に1回棚卸を実施することとした。</p> <p>また、実施結果を取りまとめ、館で保管するとともに、県へも提出することとした。</p>
4	72	くまもとブランド推進課	(熊本県伝統工芸館及び(財)熊本県伝統工芸館)	物品の管理について	指摘	<p>[⑤について]</p> <p>指摘に基づき、現在作成整備されている預り品管理台帳(「預かり品出納管理簿」)は、昭和57年7月伝統工芸館設置時の工芸家からの預り品のみで台帳となっており、伝統工芸館設置当初から包括外部監査実施後の台帳作成までに払出された内容(販売又は紛失・破損等)や、提供者の情報(住所や連絡先等)、預り期間の記載は行われておらず、また、返還年月日や展示・保管場所の欄が設けられていないなど台帳としては不十分である。</p> <p>また、預り品の移動が発生したものについて、移動の事実が台帳の記載に反映されていなかった。預り品の移動(受払)があった際には、必ず受渡書類を作成するとともに預り品管理台帳に記載する必要がある。</p> <p>また、預り品受入時には、工芸品の管理責任を明確にするうえでも、今後文書で損害負担等を明確にしておくことも必要である。</p>	<p>[⑤について]</p> <p>平成26年4月に、指定管理者において、管理に必要な項目を追加した預り品管理簿及び一覧表形式の台帳を整備した。</p> <p>また、受払の際は、受渡書類を作成し台帳へ記載するとともに、新たな受入時には、損害負担等について記載を行うこととした。</p>

平成25年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
5	72	くまもとブランド推進課	(熊本県伝統工芸館及び(財)熊本県伝統工芸館)	物品の管理について	指摘	〔⑥について〕 高価品や希少品等の工芸品を収蔵庫で保管する場合には、それらの保管は施錠ができる金庫又は棚で行うことが望ましい。	〔⑥について〕 高価品や希少品等の保管のため、平成27年度に収蔵庫内に施錠が出来るキャビネットを設置した。
6	77	くまもとブランド推進課	主要施設の管理運営について(H19年度)(熊本県伝統工芸館及び(財)熊本県伝統工芸館)	指定管理者の選定について	指摘	改善点が認められる一方で、平成22年度における指定管理者募集に対する応募者は指定管理候補者の1団体のみで、特に経費の縮減に関してはほぼ基準価格での提示で指定を受けていることを考慮すると、応募者への通知においては経費の縮減への取り組みを促す総評も必要である。なお、選定委員会において各委員の採点に乖離が生じている項目もあり、各委員の採点後該当項目に関する意見を聴取し、そのような採点結果となったことにつき記録を残し、各委員間での意見交換・調整を行うことも必要であり、その点についてもさらに改善が必要である。	H27年度に実施した指定管理選定における選定結果通知において、指定管理候補者に対し経費削減の取組みを促した。また、選考委員会において委員の意見交換を実施した。
7	128	交通政策課	(天草エアライン株式会社)	棚卸資産に係る会計方針の記載について	指摘	「重要な会計方針」に記載された棚卸資産の評価方法と実際の棚卸資産の評価方法との食い違いについては、適切に訂正されている。しかし、今後、このような誤りの発生を防止・発見できるよう、社内研修等を実施し、会計に関する知識を蓄積すべきである。	業務中の閲覧や業務間の自習が可能なように、会計・経理に関する図書を購入し、不明な点が発生した際にすぐに調査できるように環境を整備した。 また、諸教育機関が実施する会計に関するセミナー・研修等を実施し、社内での経営の知識のスキルアップに努めた。
8	133	交通政策課	(天草エアライン株式会社)	会計方針の変更について	指摘	同社は周辺自治体からの支援を受けており、社会の注目度も高い法人であることから、適切なディスクロージャの必要性が高いと考える。よって、今後適切な計算書類等の作成に必要な知識の習得が不可欠であると考える。	業務中の閲覧や業務間の自習が可能なように、会計・経理に関する図書を購入し、不明な点が発生した際にすぐに調査できるように環境を整備した。 また、諸教育機関が実施する会計に関するセミナー・研修等を実施し、社内での経営の知識のスキルアップに努めた。
9	134	交通政策課	(天草エアライン株式会社)	役員退職慰労引当金の計上について	指摘	現在社内の人材だけでは決算を行うことができず、税務顧問からの支援を受けて行っている。会社内に会計的な知識を有している社員が十分存在していないことから、会社内で発生した事象を適切に税務顧問に対して適時に説明ができていなかった可能性がある。 今後社内に適切な人材が育つまでは研修会等に参加し、会社で注記の費用性や会計処理の方針を決定できる体制を作る必要がある。	業務中の閲覧や業務間の自習が可能なように、会計・経理に関する図書を購入し、決算についての知識の習得を含めて、会社での注記の費用性や会社処理の方針を決定できる体制づくりに努めている。 また、諸教育機関が実施する会計に関するセミナー・研修等を実施し、社内での経営の知識のスキルアップに努めた。
10	161	住宅課	(県営住宅家賃)	保証人設定の漏れについて	指摘	平成25年11月1日現在、保証人の請書が無い世帯が183世帯存在しており、依然として保証人の設定が漏れた状態にある。 住民の中には事情により保証人を立てることが困難な方もいるとは考えるが、このような場合は別途対応を検討することとし、少なくとも県側の事務手続きの不備による保証人の設定漏れは解消すべきである。 早急に調査を実施し、適切な対応をとることが望まれる。	・これまで、請書がない世帯に対し、文書で一齐に提出依頼を行ったところ、80世帯まで該当世帯を減少させており、引き続き収入申告等の各種手続の機会などを捉えて、当該問題の解消に向け取り組んでいく。 ・生活保護受給者で保証人を立てることが困難な方は、代理納付制度の利用を条件として、保証人を免除することとする条例の改正を行った。

平成25年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
15	227	下水環境課	(熊本北部流域下水道)	管理業務の契約相手について(熊本北部流域下水道)	指摘	<p>② 指定管理者の共同体の構成員である熊本環境技研(有)への出向者18名(平成25年12月時点)の業務内容、また、出向料に関する資金の流れ等について確認したところ複雑な取引関係が判明しているが、所管課は事実関係を十分把握できていない。</p> <p>平成23年度に指摘を受けた後、詳細な調査を実施しないままこのような状況を放置した点は問題であり、所管課としての管理責任を十分果たしていないものとする。</p> <p>今後実態把握に努めるとともに、指定管理契約について現状の運用で問題ないか見直しが必要である。</p>	<p>平成26年度から毎年指定管理料の支出状況の現地調査をとおして実態把握を行っている。</p> <p>現地調査をとおして、熊本環境技研(有)の出向者の人数や業務内容を確認した。</p> <p>その結果、熊本環境技研(有)はこれまで指定管理業務を適切に実施し、また出向者の勤務状況も業務遂行に支障はなく、熊本地震に際しても問題なく継続運転できており、協定の相手先として問題はないと判断している。</p>
16	231	下水環境課	(八代北部流域下水道)	管理業務の契約相手について	指摘	<p>現在は、指摘に対する適切な措置とはなっていない。</p> <p>今回の監査に際して、改めて平成22年度における三協エンジニアリング(有)の決算書を入手したところ、売上高のおよそ95%が指定管理料収入であり、かつ、そのほとんどが外注費、(従業員)派遣負担金等として、同社の株主である企業に支払われていた。</p> <p>指定管理料以外の収入があるとはいえ、その金額は総売上高に対し僅少であることから、同社は実質的に指定管理業務を株主である企業集団で受注するための窓口会社となっている可能性がある。</p> <p>業務の大半を出向者により行っている実態からすれば、共同企業体の構成員としては出向元企業が適切であり、契約の相手方とすることを検討すべきである。</p>	<p>平成26年度から毎年指定管理料の支出状況の現地調査をとおして実態把握を行っている。</p> <p>現地調査をとおして、三協エンジニアリング(有)の出向者の人数や業務内容を確認した。</p> <p>その結果、三協エンジニアリング(有)はこれまで指定管理業務を適切に実施し、また出向者の勤務状況も業務遂行に支障はなく、熊本地震に際しても問題なく継続運転できており、協定の相手先として問題はないと判断している。</p>